平成２４年（フ）第３１３号
徳島県小松島市南小松島町４番３号
債務者　播磨ヤス子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１４号
徳島県勝浦郡勝浦町大字中角字五十田38番地１　五十田団地、旧住所大分県大分市山津町２丁目13番６号
債務者　西角　大介
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３５号
徳島県徳島市庄町３丁目84番地の12
債務者　伊藤　史章
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２２号
広島県福山市東陽台２丁目７番５号、旧住所広島県福山市東陽台２丁目９番６号
債務者　大河原加代子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２２８号
広島県福山市山手町１丁目１番27号　メゾンエスポワール201、旧住所広島県福山市山手町５丁目６番16号
債務者　土井加奈美
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２３０号
広島県福山市大門町３丁目７番７―102号Ｂ、旧住所広島県福山市能島３丁目２番８―101号
債務者　小島　光恵
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２３２号
広島県福山市多治米町６丁目13番22号、旧住所広島県福山市多治米町６丁目５番７―505号
債務者　永野　順子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２３７号
広島県福山市引野町北２丁目30番４号、旧住所広島県福山市多治米町５丁目12番14号
債務者　小島　　昌弘
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２３８号
広島県福山市春日町１丁目18番５号　ウイングコーポ202
債務者　一色美代子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２４０号
広島県福山市手城町１丁目13番23号、旧住所広島県福山市御幸町大字中津原1884番地10
債務者　羽原　範人
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２４１号
広島県福山市駅家町大字雨木36番地１
債務者　矢野　幸一
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第４５６号
沖縄県那覇市首里末吉町３丁目50番地１　末吉共同住宅２―506
債務者　前野　文宏
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４５９号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原1053番地　ハイツ　リバーサイド305
債務者　神山　真人
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４９９号
沖縄県那覇市字松川395番地
債務者　伊良部英子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第６５４号
千葉県野田市堤根53番地の５　テラスオオヌキＡ－２
債務者　池上　　博
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７１９号
千葉県我孫子市柴崎台３丁目８番７―407号　プラムガーデン我孫子
債務者　鈴木　勝大
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７３２号
千葉県流山市大字東深井448番地の15　メゾンやました202
債務者　藤本　俊男
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部